

## 高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域における交通需要の把握や運行方法を検討した結果、市民協働型地域交通システムの需要の把握や運営が持続可能なものとなるか等を検証するため、実証運行を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会その他の公共的団体が実施主体となつて行うものであつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 自らの構成員及び当該地域住民の生活交通手段の確保等を目的としていること。

(2) 以下のいずれかに該当するものであること。

ア タクシー事業者又はバス事業者（以下「運行事業者」という。）との契約によつて実施するもの

イ 道路運送法第78条第2項に規定する自家用有償旅客運送を実施するもの

(3) 運行経路が補助対象者の構成員の居住エリアと高岡駅にアクセスする最寄りの公共交通機関（バス停、電停等）を繋ぐものであり、既存の公共交通と重複した経路にならないよう最大限考慮するものであること。

(4) 運行に係る乗車人員目標及び利用者の負担額等を定め、自立した運行を継続するための事業実施計画を策定するものであること。

(5) 高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金の交付を受けていないこと。ただし、市長が認める場合を除く。

2 前項第2号アに規定する補助対象事業を行う場合にあっては、運行形態及び運賃等は補助対象者と運行事業者で協議のうえ決定するものとする。

### (補助対象期間)

第3条 補助対象期間は原則3ヶ月とする。ただし、本格的な運行に向けて詳細に検証する等市長が必要と認めるときは、期間の延長をすることができる。

2 前項の補助対象期間は、通算1年を超えることができない。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実証運行事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

(1) 運行にかかる費用

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 車両の購入費用及び車両の調達に要する費用は、補助対象経費外とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額については、別表に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業期間が複数年度にわたる場合は、年度毎に申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。ただし、既に提出した添付書類のうち、内容に変更がない場合、申請者は、当該添付書類の提出を省略することができる。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、交付決定を行い、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(状況報告)

第8条 市長は、前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、必要に応じて事業の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容若しくは予算の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 市長は前項の申請を承認したときは、補助事業者を高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第4号）を交付して通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助対象事業の終了後30日以内又は第7条の規定による交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、書類の審査等を行い、適正と認めたときは、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金確定通知書(様式第 6 号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金等の交付請求)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金交付請求書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず第 7 条の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助事業者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金概算払請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、前条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第 1 項及び次条の規定を準用し、過払いがあるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者へ当該請求額を交付するものとする。

(補助金の経理等)

第 14 条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第 15 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) 補助金交付申請書又は実績報告書に虚偽の記載をしたとき。

2 補助対象者が第 12 条第 2 項の規定による概算払を受けている場合において、その金額が第 11 条の規定により確定した額を超えることとなったときは、補助対象事業者は、その超

える金額を返還しなければならない。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 9 月 16 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助金の交付額（第 5 条関係）

|            |                                                                       |                                                                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業                                              |                                                                                                                       |
|            | タクシー事業者若しくはバス事業者との契約によって実施するもの又は道路運送法第 78 条第 2 項に規定する自家用有償旅客運送を実施するもの | タクシー事業者若しくはバス事業者との契約によって実施するもの又は道路運送法第 78 条第 2 項に規定する自家用有償旅客運送を実施するもののうち、A I（人工知能）、I C T等の先端的な技術を活用したオンデマンド交通等を導入する場合 |
| 補助金<br>交付額 | 補助対象経費※から経常収入（利用者負担額及びその他の収入等）を差し引いた額                                 |                                                                                                                       |
| 補助<br>限度額  | 1,000 千円<br>（補助対象期間が複数年度にわたる場合にあつては<br>通算 1,000 千円）                   | 2,000 千円<br>（補助対象期間が複数年度にわたる場合にあつては<br>通算 2,000 千円）                                                                   |

※広告料を得る場合にあつては、補助対象経費から差引くものとする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

高岡市長 あて

住 所（所在地）

申請者（名称及び代表者氏名）

年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金交付申請書

年度において、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金の交付を受けたいので、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

## 年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業計画書

1 名称

2 事業主体

3 運行期間                      年      月      日～      年      月      日

4 対象者（旅客の範囲）

5 運行事業者（運行委託先）

6 運行ルート（又は運行区域）・ダイヤ等

7 利用料金（運賃等）

8 利用方法

9 乗車人員目標

（※「1日あたり〇人」等、具体的な数値を記載する。）

年度市民協働型地域交通システム実証運行支援事業 収支予算書

申請者: \_\_\_\_\_

(単位:円)

| 運行を行う月 | 運行便数 | 支出の部 | 収入の部 |      |                 |       |    |
|--------|------|------|------|------|-----------------|-------|----|
|        |      | 運行経費 | 市補助金 | 運賃収入 | その他収入<br>(広告料等) | 地元負担額 | 合計 |
|        |      |      | 0    |      |                 | 0     | 0  |
|        |      |      | 0    |      |                 | 0     | 0  |
|        |      |      | 0    |      |                 | 0     | 0  |
| 計      | 0    | 0    | 0    | 0    | 0               | 0     | 0  |

市への補助金申請額(上限1,000千円又は2,000円※)  
※ 先進的な技術を活用したオンデマンド交通等を導入した場合

第 号  
年 月 日

様

高岡市長

年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金については、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

補助金の交付決定額 金 円

※補助金の交付決定を受けたものは、次の条件に従わなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、目的に従って効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 補助金の交付要件に違反していると市長が認めたときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

年 月 日

高岡市長 あて

住 所（所在地）

補助事業者（名称及び代表者氏名）

年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金変更  
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け高岡市指令総交第 号により交付の決定の通知があった 年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金について、次のとおり補助事業等を変更（中止・廃止）したいので、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業等の名称

2 変更の内容

3 変更（中止・廃止）の理由

4 変更（中止・廃止）の予定年月日 年 月 日

第 号  
年 月 日

様

高岡市長

年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金変更  
（中止・廃止）承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金については、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり変更承認することを決定したので通知します。

（なお、要返納額については、 年 月 日までに返還することを命じます。）

記

|   |                     |   |   |
|---|---------------------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額           | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の既支払額            | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の追加交付額又は<br>要返納額 | 金 | 円 |

※補助金の交付決定を受けたものは、次の条件に従わなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、目的に従って効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 補助金の交付要件に違反していると市長が認めたときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

年 月 日

高岡市長 あて

住 所（所在地）

補助事業者（名称及び代表者氏名）

年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け高岡市指令総交第 号により交付の決定の通知があった 年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金について、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業開始日 年 月 日

事業終了日 年 月 日

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助金の既受領額 金 円

4 実績に基づく補助金算定額 金 円

5 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業報告書

1 名称

2 運行期間                      年      月      日～      年      月      日

3 利用実績      運行日数 \_\_\_\_\_

運行便数 \_\_\_\_\_

利用者数 \_\_\_\_\_

月別利用実績

|      | 月 | 月 | 月 | 合計 |
|------|---|---|---|----|
| 運行日数 |   |   |   |    |
| 運行便数 |   |   |   |    |
| 利用者数 |   |   |   |    |

4 会議等の実施状況

# 年度市民協働型地域交通システム実証運行支援事業 収支決算書

補助事業者: \_\_\_\_\_

(単位:円)

| 運行を行った月 | 運行便数 | 支出の部 | 収入の部 |      |                 |       |    |
|---------|------|------|------|------|-----------------|-------|----|
|         |      | 運行経費 | 市補助金 | 運賃収入 | その他収入<br>(広告料等) | 地元負担額 | 合計 |
|         |      |      | 0    |      |                 | 0     | 0  |
|         |      |      | 0    |      |                 | 0     | 0  |
|         |      |      | 0    |      |                 | 0     | 0  |
| 計       | 0    | 0    | 0    | 0    | 0               | 0     | 0  |

→ 市への補助金申請額(上限1,000千円又は2,000円※)  
 ※ 先進的な技術を活用したオンデマンド交通等を導入した場合

第 号  
年 月 日

様

高岡市長

年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け高岡市指令総交第 号により交付の決定の通知があった 年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金については、 年 月 日付け 年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金実績報告書に基づき審査した結果、下記のとおり補助額を確定したので、高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

（なお、要返納額については、 年 月 日までに返還することを命じます。）

記

|   |                     |   |   |
|---|---------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額             | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付決定額           | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の既支払額            | 金 | 円 |
| 4 | 補助金の追加交付額又は<br>要返納額 | 金 | 円 |

年 月 日

高岡市長 あて

住 所（所在地）

補助事業者（名称及び代表者氏名）

年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金交付請求書

金 円

年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金として、  
上記のとおり請求します。

◇振込先

金融機関名

口座種類

口座番号

口座名義人

年 月 日

高岡市長 あて

住 所（所在地）

補助事業者（名称及び代表者氏名）

年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金概算払請求書

金 円

年度高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金として、  
上記のとおり請求します。

◇振込先

金融機関名

口座種類

口座番号

口座名義人